

「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会（仮称）」について

構 成 員：推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

議事録等：議事等は原則公開することとし、分科会の取りまとめについては、本会議への報告をもって公表とする。

事 務 局：分科会に係る事務は消費者庁が行う。

【目 的】

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」別紙において「当面の重点事項」として掲げた、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」に関し、新型コロナウイルス感染症拡大による社会のデジタル化の加速化等も踏まえ、その実現に向けた検討を行う。

【検討事項案】

1. 社会のデジタル化を踏まえた、各ライフステージにおいて消費者が身に付けることが望まれる事項
2. デジタル技術や「新しい生活様式」の普及、各世代の特性等も踏まえた、消費者教育の場や情報発信手法
3. その他必要と思われる事項

【時 期】

令和2年11月頃から開始し、年度内目途に取りまとめを実施する。